

# 大阪市職員労働組合 永年組合員共済給付金請求書 兼 大阪市職員退職者会加入届

大阪市職員労働組合 御中

- 共済金給付規定に基づき、下記のとおり組合離脱にかかる共済給付金の支払いを請求します。
- 大阪市職員退職者会に加入します。

○請求共済金

10,000 円
組合員期間 20 年以上の者

○組合離脱事由 1. 定年退職 2. 普通退職 3. 早期退職 4. 昇任（役職名 \_\_\_\_\_） 5. その他

○組合員期間（組合加入期間をご記入ください）

組合員の期間	通算組合員期間
19 年 月 日 ~ 年 月 日	年 月
年 月 日 ~ 年 月 日	

20 年 月 日

所属支部名（退職時・昇任前の所属支部を記載下さい）		職員番号	
フリガナ		生年月日	性別
氏名	(印)	年 月 日	1. 男 2. 女
住所	〒		
電話	ご自宅： ( )	携帯電話： ( )	
メールアドレス等連絡先：			

上記に相違ないことを証明します。

20 年 月 日

支部長名	(印)
------	-----

永年組合員共済給付金の振込口座を下記にご指定ください。

○永年組合員共済給付金振込先連絡票

※労金以外の銀行は振込手数料がかかりますので、手数料分減額してお振り込みさせていただきます。

お振込先金融機関	労働金庫・銀行	支店
預金種目・口座	普通預金 口座番号：	
口座名義人（かた）		

## <大阪市職員退職者会のご案内>

大阪市職員退職者会は、「会員相互の親睦と生活の向上を図ること」を目的に、現在約 1 万人余りの会員で構成し、総会や会員・同好会交流大会など、多くの会員が参加して親睦を深めています。また、趣味を同じくするグループとして、「歩こう会」をはじめ 21 の同好会が結成され、自主的な運営により多様な活動を展開しています。退職者会の活動内容については、隔月で発行する会報「退職者版みおつくし」を自宅に郵送しており、会員の情報源として好評を得ています。

退職者会への入会に際しては、入会時に終身会費 30,000 円のみが必要（年会費は不要）ですが、大阪市職として退職者会への入会を奨励するため、組合員期間 20 年以上の方については、市職が終身会費を負担しておりますので、自己負担の必要はありません。

\*退職者会への加入を希望されない場合は、

下記に記載の「大阪市職員退職者会事務局」までご連絡ください。

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 3-2-8 トーア紡第 2 ビル 501 号 Tel : 06-4708-7730 / Fax : 06-4708-7731